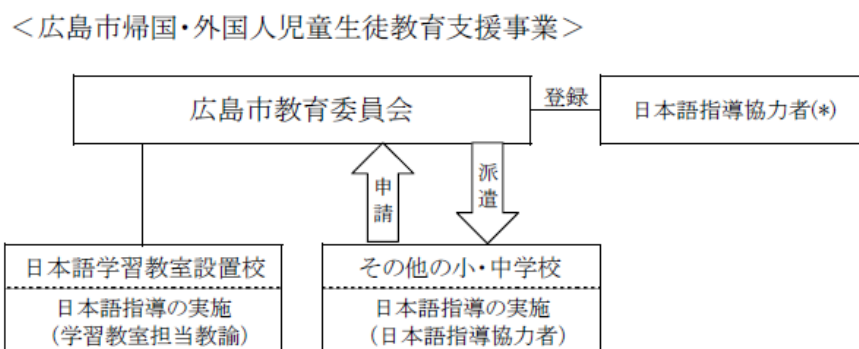


令和3年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
 (I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
 事業内容報告書の概要

地方公共団体名【 広島市 】

令和 3年度に実施した取組の内容及び成果と課題

1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等)



※ 日本語指導協力者

教育委員会において、次のいずれかに該当する者を指導協力者として登録する。

- ア 学校教育法に基づく大学若しくは短期大学又は専修学校で、日本語教育に関する専門課程を修了した者
- イ 日本語教育能力検定試験に合格した者
- ウ 日本語教師養成講座420時間を受講した者
- エ 学校などにおいて日本語指導の経験がある者

2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営
 帰国・外国人児童生徒等指導体制の推進に係る連絡協議会の開催

- 日本語指導コーディネーター研修会及び連絡協議会 (4月)
 - ・ 日本語指導コーディネーターの役割について
- 日本語指導コーディネーター研修会及び連絡協議会 (7月)
 - ・ 日本語指導が必要な児童生徒の受入体制と本市における実態について
 - ・ DLAについての研修 (児童の映像を基にした見取りの演習)
- 令和3年度日本語学習教室担当者会 (3月)
 - ・ 本市の帰国・外国人児童生徒教育支援事業について
 - ・ 日本語指導指導者養成研修会の報告
 - ・ 各校から今年度の取組の報告

(2) 学校における指導体制の構築

日本語指導コーディネーターを配置する「拠点校」を中心とした日本語指導体制の構築

日本語指導の拠点校に配置した3名の日本語指導コーディネーターが、日本語指導体制の構築に関して主として次のことを行い、指導内容、教材等の研究及び普及を行った。

- ① 日本語指導コーディネーターの在籍校における日本語学習指導 (週当たり10時間程度)
- ② 日本語学習教室設置校への定期訪問 (原則月1回)
- ③ 要請に応じて、日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校への巡回訪問

(3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施

- 日本語指導コーディネーターが、日本語学習教室設置校への定期訪問及び日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校へ訪問し、「特別の教育課程」による日本語指導が計画的に行われるように、個別の指導計画について助言を行った。
- 「特別の教育課程」による日本語指導の実施のための協議会を開催した（11月・3月）。

(4) 成果の普及

- ① 日本語指導コーディネーターによる助言・支援
- ② 公開研究会の実施（11月）
- ③ 帰国・外国人児童生徒受入れに係る研修会（12月）

(7) ICTを活用した教育・支援

拠点校の一つである小学校において、タブレットPCを日本語指導等に活用した。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

日本語指導協力者の学校への訪問

- ・ 日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校に日本語指導協力者が訪問する。
- ・ 1回の訪問につき、小学校1.5時間、中学校2時間の指導を実施する。
- ・ 児童生徒1名につき、120回程度訪問する。

3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(◎ … 成果、● … 課題)

(1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営

帰国・外国人児童生徒等指導体制の推進に係る連絡協議会の開催

- ◎ 連絡協議会を開催し、各校の実践を交流することで、児童生徒に効果的な日本語指導について、日本語指導コーディネーターを中心に連携を取りながら実施することができ、共有したことを基に、日本語指導コーディネーターが、学校へ訪問する際に効果的な指導法について助言することができた。その結果、本市における帰国・外国人児童生徒の受入体制の充実や日本語指導が必要な児童生徒の日本語能力の的確な見取りと支援につなげることができた。
- 日本語指導協力者については、経験や年齢も様々であるため、定期的に情報共有を行う必要がある。

(2) 学校における指導体制の構築

日本語指導コーディネーターを配置する「拠点校」を中心とした日本語指導体制の構築

- ◎ 日本語学習教室設置校における学校間の連携や、新規の転入学児童生徒に対して、日本語指導コーディネーターを派遣し適切な見取りと助言を行うことで、担当する教員の資質・能力の向上や受入れ体制及び指導体制の整備・充実につなげることができた。
- 各校が個別の指導計画を作成しているが、日本語指導コーディネーターによるその後の指導の見取りや指導計画の見直し等の継続的な助言が充分とは言えなかった。

(3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施

- ◎ 拠点校が個別の指導計画のモデルを示すことで、各校での個別の指導計画の作成が行われ、計画に沿って指導を進めることができつつある。各日本語学習教室設置校での日本語能力の評価方法について共有することができた。
- 各学校で作成されている個別の指導計画を基に指導を行っているが、進捗状況を確認し、より児童の実態に合った個別の指導計画の作成が必要である。

(4) 成果の普及

- ◎ 日本語指導コーディネーターの日本語学習教室設置校への定期訪問により、指導の実際を把握したり日本語指導担当者との協議の場を設定し、情報を共有したりすることができた。拠点校の研究会において、日本語指導の実際を関係者に参観してもらうことができた。また、日本語教育の分野の専門家の指導助言を仰ぐことができた。
- 日本語指導担当者の指導の質を向上させるために、指導の実際を参観し、その指導内容について協議

することができる場必要である。

(7) ICTを活用した教育・支援

- ◎ 個に応じて児童生徒に効果的な日本語指導の実施に活用することができたため、児童生徒の日本語の力が向上につながった。
- 日本語指導におけるICTの活用例について、周知していく必要がある。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

日本語指導協力者の学校への訪問

- ◎ 日本語指導協力者による日本語指導を主とした指導支援を行ったことで、学校生活へのスムーズな適応や、授業へ意欲的に参加する児童生徒の姿が見られ、日本語能力が向上した児童生徒が増えている。
- 予算的に各学校からの訪問要請に十分に応じることができていないことが懸念される。また、児童生徒の実態によっては、既定の指導回数を終えても、十分に日本語能力が身に付いたとは言えない現状もある。

本事業で対応した幼児・児童生徒数	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
	0人 (0校)	216人 (58校)	106人 (26校)	0人 (0校)	0人 (0校)	0人 (0校)	0人 (0校)
うち、特別の教育課程で指導を受けた児童生徒数		214人 (57校)	99人 (25校)	0人 (0校)	0人 (0校)	0人 (0校)	0人 (0校)

4. その他(今後の取組予定等)

(1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営
帰国・外国人児童生徒等指導体制の推進に係る連絡協議会の開催

- ・ 連絡協議会の内容について文書等で共有したり、日本語指導コーディネーターによる学校への巡回訪問を継続的に行ったりして、指導体制の充実を図る。

(2) 学校における指導体制の構築

日本語指導コーディネーターを配置する「拠点校」を中心とした日本語指導体制の構築

- ・ 日本語指導コーディネーターの巡回訪問を増やし、学校における指導体制の充実を図る。
- ・ 教育相談員の活用について、活用の好事例等を整理し、発信する。

(3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施

- ・ 日本語指導コーディネーターの訪問を増やして継続的に支援し、より児童の実態に合った個別の指導計画の作成につなげる。
- ・ 特別の教育課程についてや帰国・外国人児童生徒の受入体制について、学校へ周知を図る。

(4) 成果の普及

- ・ 令和4年度より、拠点校を広島市の研究指定校に位置付け、公開授業研究会及び研修会を通してその成果を普及させる。

(7) ICTを活用した教育・支援

- ・ 日本語指導にICTを効果的に活用することができた事例について周知を行うとともに、各校で行われている取組についても情報収集し、共有していく。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

日本語指導協力者の学校への訪問

- ・ 各学校からの訪問要請に応じることができるよう必要な予算の確保に努めていく。
- ・ 日本語指導の専門性の高い人材の確保に努める。

※ 枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。

※ 事業内容報告書の概要は、担当者・連絡先欄を除き、様式9(添付1)の5. 成果イメージ資料のポンチ絵と併せて、文部科学省ホームページで公開する。